

# 船橋市立中野木学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 基本的な方針

### (1) いじめの定義

船橋市立中野木小学校（以下本校）「学校いじめ防止基本方針」において、「いじめ」とは、当該児童が、一定の人的関係にある者から心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われることを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめの禁止

児童は、絶対にいじめをしてはいけない。

### (3) 基本的な考え方

いじめはどの児童にも、どの学級にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応する。「いじめは人間として絶対に許されない」という基本認識をもち、全教職員で情報を共有しながら、未然防止・早期発見・早期対応・継続的な指導をしていく。

## 2 いじめ問題に取り組むための組織

### (1) 学校内の組織

#### ① 生徒指導部会

##### 〈構成員〉

校長・生徒指導主任・各学年の生徒指導部会担当（なかよし学級を含む）・音楽専科  
養護教諭

月1回の会議で、問題傾向を有する児童や長期欠席の児童について、現状や指導についての情報交換を行う。また職員会議等をつかって全職員に共通理解を図る。

#### ② いじめ防止対策委員会

##### 〈構成員〉

校長・教頭・教務主任・学年主任（なかよし学級を含む）・生徒指導主任・養護教諭  
該当児童学級担任・スクールカウンセラー

いじめ防止に関する措置を確実にを行うため、また、いじめが起きた際の対策をとるため、必要に応じて委員会を開催する。

### (2) 地域等の組織

#### ① 学校評議員

学校評議員に学校の基本方針を示し、いじめが起きた際に協力を得る。

## 3 いじめの未然防止・早期発見・早期対応についての具体的方策

### (1) いじめ防止のための取り組み

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・「道徳科」の時間を計画的に取り組む。
- ・各学年の校外学習を中心に体験を通じた成長を促す。

- ・「命の授業」で助産師を招き児童に授業を行う。その際、高学年保護者・地域の方々・学校評議員・PTA本部役員等も同席し、一緒に考えたり振り返ったりして、いのちの大切さを改めて感じる場を設ける。
- ・いじめ防止を呼びかけるポスターや標語の作成を児童会活動として行う。(全校・計画委員会)
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、異学年との交流や異学年との活動を実施する。
- ・異年齢活動(1年と6年、2年と4年、3年と5年)を組む。

## (2) いじめの早期発見のための措置

- ・校内巡回を通して、休み時間の児童の様子を把握する。
- ・生徒指導部会にて情報共有による実態把握。
- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する調査を年2回実施(7月/11月)する。また、アンケート(3年保存)後にいじめの有無にかかわらず、全児童と担任が面談を行い、より詳細な実態把握をする。
- ・定期的な調査の後、保護者との面談を組み、情報共有や家庭での様子など実態把握をする。  
(7月下旬、11月下旬)

## (3) いじめ早期対応についての措置

- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。
- ・教育相談日やスクールカウンセラーを活用し、児童や保護者の悩み等の情報を収集する。

## (4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。(校内若年層研修にて)
- ・教職員の不適切な認識や言動がいじめを誘発し助長する可能性があるため、日頃から子供の人権に関する現代的諸課題への対応力を高めるように努める。
- ・いじめの問題は、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題であるとの認識を共有し、弛まぬ研鑽により自らの人間力を高め指導力向上に努めることとする。

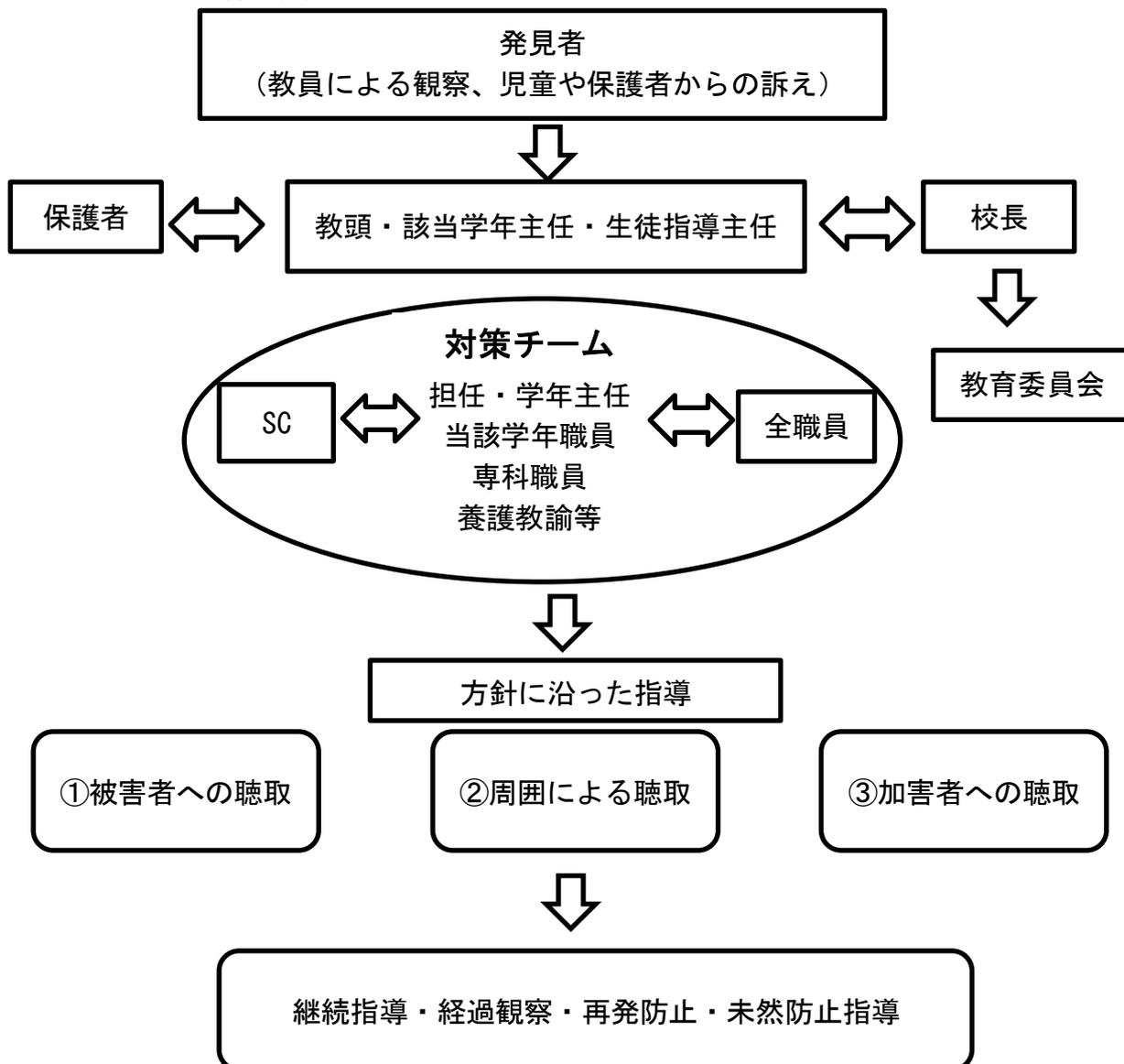
## (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、高学年や保護者を対象としたメールやLINE等の正しい使い方「携帯、インターネット安全教室」を行う。

(高学年児童、保護者)

#### 4 いじめの早期対応のための取り組み

##### (1) いじめが起きた際の組織的対応図



##### (2) いじめに対する措置

- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。(いじめ解決後も3ヶ月間の経過観察を行う。)
- ・ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・ 該当するいじめに対して傍観者的立場にいる児童も、いじめに加担することになるであろうことを指導する。

(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織（いじめ防止対策委員会）を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、ＳＣ等の関係諸機関と連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果について、いじめを受けた児童・保護者に事実関係を適切に提供する。
- ⑤ 犯罪行為にあたるようないじめについては、警察署と連絡を取り、対応等の相談をする。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価し、次年度に向けて改善を行う。

- ① いじめの未然防止・早期発見に関すること。
- ② いじめの組織的な解決に関すること。

## 6 年間計画

月	主な学校行事	いじめ防止対策
4		生徒指導部会
5		
6	入学式・1年生を迎える会（放送）	生徒指導部会
7		生徒指導部会 前期なんでも相談アンケート 教育相談週間
8	全校の集い 夏期休業 引き渡し訓練（1年） 個人面談	生徒指導部会
9	全校の集い シェイクアウト訓練 4年プラネタリウム見学 1年校外学習・2年校外学習 クラブ活動開始（4～6年）	生徒指導部会 いじめ防止標語・スローガン活動 （計画委員）  あいさつ運動
10	不審者対応訓練 3年校外学習 前期終業式 土曜参観	生徒指導部会 あいさつ運動
11	全6年校の集い なかよし校外学習 就学時健診 1000か所ミニ集会 5年宿泊学習・4年校外学習・6年校外学習 校内音楽会	生徒指導部会 後期なんでも相談アンケート 教育相談週間 インターネット安全教室 あいさつ運動
12	5年校外学習・6年修学旅行 全校の集い	生徒指導部会 あいさつ運動
1	全校の集い 席書会 避難訓練	生徒指導部会 命の授業・学校評価 あいさつ運動
2	授業参観／懇談会 全校の集い	生徒指導部会
3	お別れ式・卒業式 修了式／離任式	生徒指導部会 （次年度に向けて、対策等見直しをはかる）